

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 26 年 7 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年2月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 旅客船埠頭計画	2
2 土地利用計画	3

変更理由

1. 中突堤・高浜地区において、近年入港が増加している大型客船の複数同時入港に対応することで、みなとの賑わいを創出し、神戸港の魅力の向上を図るため、旅客船埠頭計画を変更する。
2. 新港東ふ頭地区において、港湾空間における賑わいの創出と、魅力向上を図るため、土地利用計画を変更する。

1 旅客船埠頭計画

大型客船の入港回数の増加に伴う複数隻の同時入港に対応するため、中突堤・高浜地区において以下の施設について計画を変更する。

[旅客船埠頭計画]

中突堤・高浜地区

水深9.0m 岸壁 1 バース 延長305m [既設の変更計画]

中突堤 B C

既設

水深9.0m 岸壁 1 バース 延長260m 中突堤 B C

2 土地利用計画

新港東ふ頭地区において、『「港都 神戸」グランドデザイン』におけるまちづくりの方針と整合をとり、賑わいを創出する港湾空間の魅力向上を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

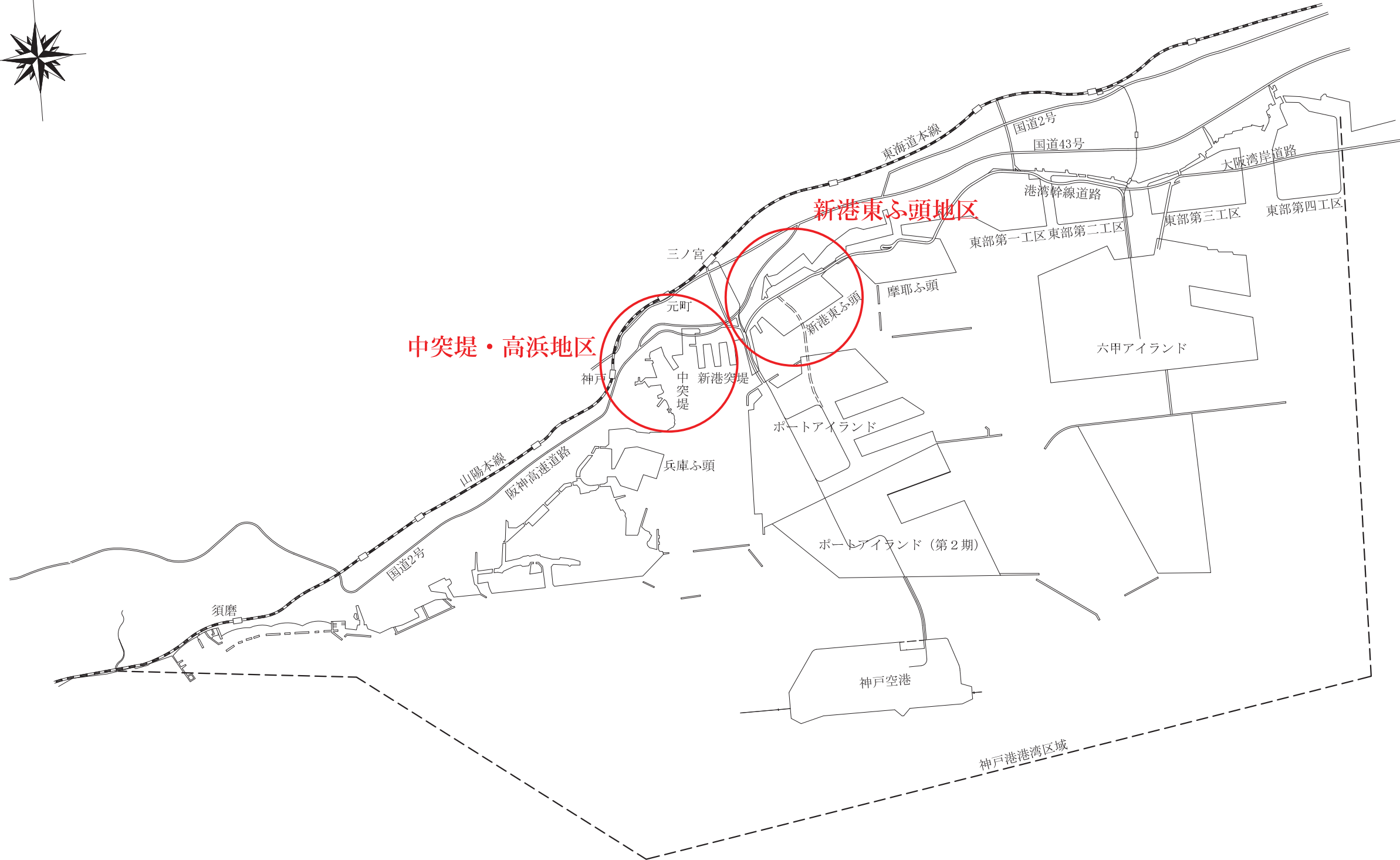
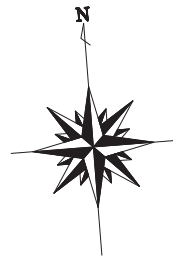
用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新港東ふ頭地区	(25)	(60)	(4)	(2)	(5)	(95)
	25	60	4	3	9	100

注1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所